

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL: 0258-81-1300

FAX: 0258-83-3632



国税庁より「納税が困難な場合には特例猶予を受けた方でも他の猶予制度を適用できることがあります」

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業等に係る収入が概ね2割以上減少する事業者に対して、法人税や消費税、固定資産税など基本的に全ての税目の納税を猶予する特例が創設されました。

既に特例措置を受けた方は、猶予期限までに納付する必要がありますが、この期限までに納付が困難な場合は、税務署において所定の審査を行ったうえで、他の猶予制度を適用できることがあります。

猶予期限内の納付が困難な場合には所管の税務署へ早めにご相談ください。

～参考資料～

国税庁 HP より

・納税が困難な方には猶予制度があります【特例猶予適用後】

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020009-126.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

問い合わせ先

小千谷税務署

受付時間

午前8時30分～午後5時(土日祝は除く)

TEL: 0258-83-2090